

## 特定大規模集客施設の誘導等によるコンパクトで 活力あるまちづくりの推進に関する条例の概要

### 1 目的

大規模集客施設の立地誘導と地域貢献活動の促進に関し必要な事項を定めることにより、コンパクトで活力あるまちづくりを推進し、もって持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与する。

### 2 大規模集客施設の適正立地

#### (1) 特定大規模集客施設

- ・集客施設（劇場、店舗、展示場、遊技場等）であって、集客施設の用に供する床面積の合計が1万㎡超又は店舗面積の合計が6,000㎡超のもの（同一敷地内の複数棟で構成される施設等も一の集客施設とする）

#### (2) 立地誘導地域

- ・商業系の用途地域（商業地域及び近隣商業地域）
- ・中心市街地活性化法に規定する認定中心市街地の区域
- ・特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを推進すると認められる地域として、市町村長の申請に基づいて知事が指定した地域 等

#### (3) 立地誘導の基本的な仕組み

- ・立地誘導地域以外に特定大規模集客施設の新設をしようとする者は（既存の施設が増築や用途変更により特定大規模集客施設に相当する規模以上となる場合を含む。）、あらかじめ知事に届出を行う。
- ・知事は、当該特定大規模集客施設の立地に関し、関係市町村および住民の意見等を踏まえ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、届出から6月以内に、広域的な見地から事業者に対し意見を述べる。
- ・知事は、意見に対する事業者の対応が不適当な場合等には、事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告し、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合等には、その旨を公表する。
- ・届出に係る手続が完了するまで、工事の着手を制限する。

### 3 地域貢献

特定大規模集客施設（既存施設を含む）の設置者は、地域貢献活動計画書（3事業年度ごと）及び実施状況報告書（毎事業年度）を提出し、知事は、その内容を公表する。

### 4 基本方針

知事は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、審議会の意見を聴いた上で、特定大規模集客施設の立地誘導等に関する基本的な方針を定める。

- ・コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向
- ・特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項
- ・地域貢献活動の指針となるべき事項

### 5 審議会

特定大規模集客施設の立地誘導等に関し調査審議するため審議会を置く。（学識経験者等7名以内）

### 6 施行日

平成22年1月1日（一部の規定は、平成21年4月1日）

## 条例のイメージ

### 目的

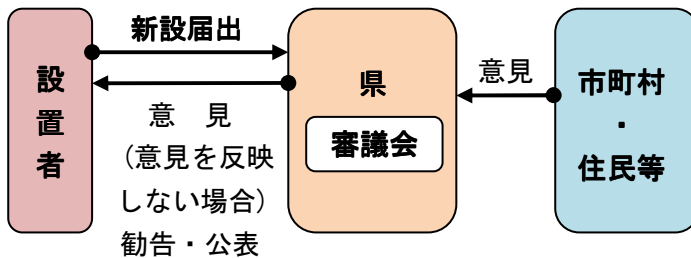
活力ある環境負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与

### コンパクトで活力あるまちづくり

大規模集客施設の立地誘導

集客施設設置者の地域貢献活動の促進

### 大規模集客施設の立地誘導



#### 対象施設（特定大規模集客施設）

集客施設（劇場、店舗、遊技場等）であって、床面積の合計が1万㎡超又は店舗面積の合計が6,000㎡超のもの。

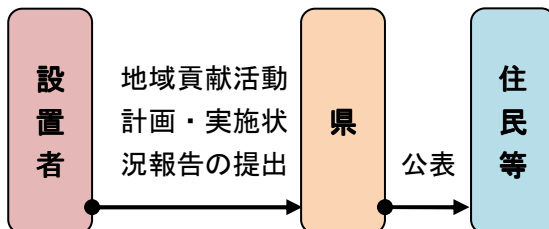
#### 立地誘導地域 ※立地誘導地域へ立地する場合は、新設届出が不要。

- ・商業系の用途地域（商業地域及び近隣商業地域）等
- ・市町村長の申請に基づいて知事が指定した地域
- ※抑制を図る地域 → 準工業地域、都市計画区域外

#### 制度の実効性の確保

- ・新設届出に関する手続きが完了するまで施設の工事着工を制限する。
- ・知事の意見を適切に反映しない対応をした場合、勧告・公表を行う。

### 地域貢献活動の促進



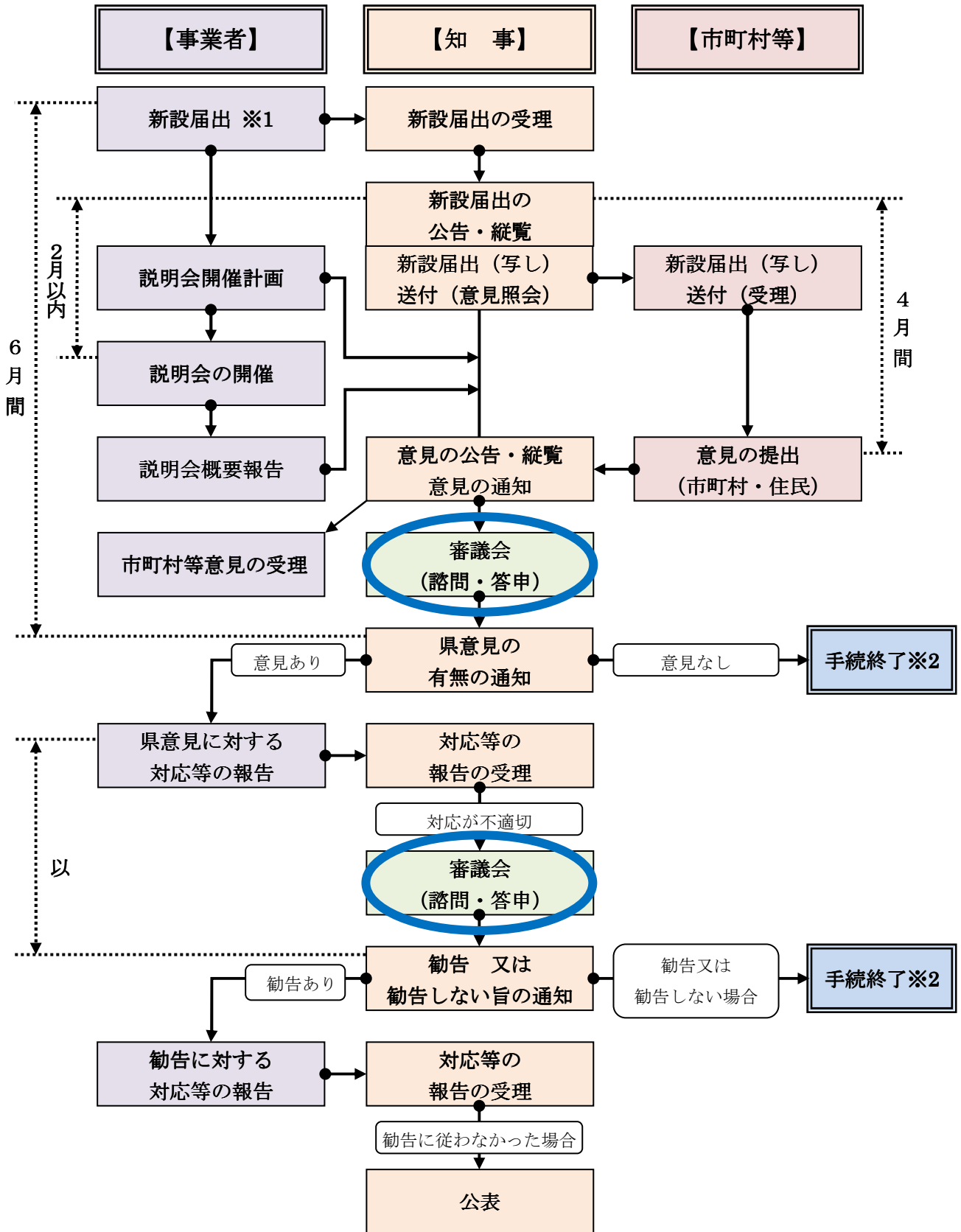
#### 地域貢献活動計画及び実施状況の提出対象施設

- ・特定大規模集客施設（床面積の合計が1万㎡超又は店舗面積の合計が6,000㎡超） **義務規定**
- ※1 面積にかかわらず集客施設の設置者は、地域貢献活動の実施及び公表に努める。 **努力規定**
- ※2 新設する集客施設のほか、既存施設を含む。

#### 地域貢献活動計画に定める事項（基本方針で例示）

- 地域づくりへの協力・連携
- 地域雇用確保への協力
- 防犯・防災対策への協力
- 環境・交通対策の推進
- 撤退時の対応
- 消費者保護への協力
- ユニバーサルデザイン普及への協力 等

立地誘導に係る新設届出フロー



※1 新設届出は、開発許可、建築確認等の申請前に行うことが必要。  
 ※2 手続終了日以後でなければ、施設の新設に係る工事に着手してはならない。